

広島県告示第五百八十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

豊田郡大崎上島町、尾道市（御調町、向島町を除く。）及び三原市（久井町を除く。）

二 対象となる特定計量器

ひょう量一トン以上の大型ばかり

三 検査の実施時期

令和六年八月一日から令和七年三月三十一日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会